



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 高島 浩
(兵庫県弁護士会所属)



第121回 内部通報窓口担当者の心得

1 改正法の内容

令和3年8月20日、公益通報者保護法の改正法に関する「指針」が公表されました。

そもそも内部通報制度は、社内の不祥事を早期に明らかにし、企業の自浄作用を働かせるために有用な制度ですが、通報者が報復を恐れて通報しないなどの問題点も指摘されていました。

平成18年に公益通報者保護法が施行されましたが、製品の検査不正（メーカー）や審査書類の偽造（金融機関）など、長年にわたって続く不祥事が後を絶たず、内部通報がうまく機能しているとは言えない状況でした。

このため、昨年6月に公益通報者保護法が改正され（来年6月までに施行予定）、退職後1年以内の退職者や役員も「通報者」に含めるとともに、事業者には公益通報対応業務従事者を定めることと、公益通報に応じて適切に対応するために必要な体制を整備することが求められています。

2 指針の内容

今回の「指針」は、改正法の適切な実施を図るために公表されたもので、内容は2ページ程しかありませんが、事業者の責務が次の4つに要約されています。

- ①公益通報対応業務従事者を定めること
- ②部門横断的な公益通報対応業務を行う体制を整備する措置をとること
- ③公益通報者を保護する体制を整備する措置をとること
- ④公益通報体制を実効的に機能させるための措置をとること

本稿ではこのうち①について、ご留意いただ

きたい点をご紹介します。

3 通報窓口担当者の責務

今回の改正で特筆すべきは、「通報対応業務従事者」に対する刑事罰が導入されていることです。すなわち、事業者は、通報者を特定しようとする行為を禁止し、通報者を特定できる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為を防ぐ措置をとることとされています（上記③）。これまでも通報窓口の担当者は守秘義務を負っていましたが、今後は正当な理由なく通報者を特定させる情報を漏らした場合には罰金刑を受ける可能性が出てきます（改正法第21条）。

指針では、「事業者は、従事者を定める際には、書面により指定するなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者に明らかとなる方法により定めなければならない」としてありますが、これは通報窓口の担当者の職責が重いこと、罰則を科せられる立場であることを自覚していただくことを目的とするものです。

公益通報対応業務にあたるかどうかは、部門横断的に通報を受け付けるという業務の実質により決定されるため、人事部門やハラスメント相談窓口の担当者も従事者になり得ます。

事業者は、通報窓口の担当者を漫然と指名するのではなく、通報を受け付けた場合の対応、通報者を特定できる情報に関する守秘義務、社内で共有できる範囲等について教育を行い、違反した場合には罰則が適用されることを教示したうえで、書面を交付して選任する必要があります。